

第6 令和5年度（2023年度）の成果目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和5年度（2023年度）の成果目標を設定します。

この成果目標の設定については、国の基本指針で示す目標値やこれまでの実績等を踏まえ、設定することとしています。

また、成果目標の設定にあたっての「地域生活」、「地域生活支援拠点等」及び「一般就労」についての考え方は、次のとおりとしています。

《地域生活とは》

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

《地域生活支援拠点等とは》

障がいのある人が高齢化、重度化した場合や、生活を支えていた親が亡くなった場合でも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支えるシステムが必要であるとと考えています。

そのため、計画においては、居住支援機能と、相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援拠点等」の整備数を目標値として整理しています。

《一般就労とは》

障がいのある人の意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型事業の利用者を除く。）及び創業した者の数を目標値として整理しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和2年(2020年)3月末の施設入所者数の2.4%にあたる234人となります。また、施設入所者の減少見込数の目標値については、令和2年(2020年)3月末の施設入所者数の4.3%にあたる415人となります。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行目標】

項目	数値	備考
施設入所数	9,558人	令和2年(2020年)3月31日の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	234人	上記施設入所者数の2.4%で設定
【目標値】施設入所者の減少見込数	415人	上記施設入所者数の4.3%で設定

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、入院後3か月時点、6か月時点と1年時点の退院率及び精神科病床における65歳以上及び65歳未満の長期入院患者数について、国の基本指針に基づき設定しています。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標】

項目	数値	備考
入院後3か月時点の退院率	69%	令和5年(2023年)3月1か月間の入院者における入院後3か月時点の退院率(H29の退院率61.4%)
入院後6か月時点の退院率	86%	令和5年(2023年)3月1か月間の入院者における入院後6か月時点の退院率(H29の退院率78.1%)
入院後1年時点の退院率	92%	令和5年(2023年)3月1か月間の入院者における入院後1年時点の退院率(H29の退院率85.8%)
精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数(地域平均生活日数)	316日以上 (現状維持以上)	令和5年(2023年)3月1か月間の退院者における退院後1年時点の地域での平均生活日数(H28の地域平均生活日数316日)
精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	65歳以上 6,430人以下 (現状以下) 65歳未満 3,140人以下 (現状以下)	令和5年(2023年)6月末時点における入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満の患者数(R1の長期入院患者数) 65歳以上 6,430人 65歳未満 3,140人
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21か所 市町村 179か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

【参考】

項目	数値	備考
地域移行に伴う基盤整備量	1,157人	令和5年度(2023年度)末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)

3 地域生活支援拠点等の整備目標

「地域生活支援拠点等」については、すべての市町村に整備することを目標としますが、本道の広域性を考慮し、第6期計画期間中においては、21の障がい保健福祉圏域内に1か所以上の整備とします。

【地域生活支援拠点の整備】

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備	21か所以上	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備

4 就労支援に関する目標

(1) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への年間移行者数については、国の基本指針に基づき、1,414人（令和元年度（2019年度）実績1,113人の1.27倍）を目標値として設定しています。

【福祉施設から一般就労への移行目標】

項目	数値	備考
年間一般就労者数	1,414人	令和元年度（2019年度）実績（1,113人）の1.27倍を設定

(2) 各事業の一般就労移行者数

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和5年度（2023年度）中に一般就労へ移行する者については、国の基本指針に基づき、840人（令和元年度（2019年度）実績（646人）の1.3倍）、229人（令和元年度（2019年度）実績（181人）の1.26倍）、323人（令和元年度（2019年度）実績（262人）の1.23倍）を目標値として設定しています。

【各事業の一般就労移行者数】

項目	数値	備考
就労移行支援事業	840人	令和元年度（2019年度）実績（646人）の1.3倍を設定
就労継続支援A型事業	229人	令和元年度（2019年度）実績（181人）の1.26倍を設定
就労継続支援B型事業	323人	令和元年度（2019年度）実績（262人）の1.23倍を設定

(3) 就労定着支援事業に関する目標

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用するよう目標を設定しています。

また、就労定着率については、国の基本指針に基づき、事業所全体のうち就労定着率が8割以上の事業所が7割以上となるよう目標を設定しています。

【就労定着支援事業に関する目標】

項目	数値	備考
就労定着支援事業の利用者数	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

こうもく 項目	すうち 数値	びこう 備考
しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしょ 就労定着率8割以上の事業所の割合	70%	じぎょうしょぜんたい しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしょ 事業所全体のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合 しゅうろうていちゃくりつ か こ ねんかん そうりょうしゃすう 就労定着率とは、過去3年間の総利用者数のうち ぜんねんどまつじてん しゅうろうていちゃくりつ わりい 前年度末時点の就労定着者数の割合

(4) しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せいびもくひょう
障害者就業・生活支援センターの整備目標

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん くに ほうしん もと しょう ほけんふくしけんいき
障害者就業・生活支援センターについては、国の方針に基づき、すべての障がい保健福祉圏域
(21か所)に設置することを目標としますが、ほんだう こういきぶんさんがた ちいきとくせい みこ りょうとう
本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、だい きけいかく きかんちゅう
第6期計画期間中においては、12か所の整備目標とします。

また、サテライトセンターの設置など未設置圏域をカバーしているセンター等の負担軽減策に取り組んでいきます。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せいび
【障害者就業・生活支援センターの整備】

こうもく 項目	すうち 数値	びこう 備考
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せいび 障害者就業・生活支援センターの整備	12か所	れいわ ねんどまつ せいび 令和5年度末までに整備

(5) ふくしてきしゅうろう かん もくひょう
福祉的就労に関する目標

しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ もくひょうこうちん どう へいきんこうちんげつがく えん へいせい
就労継続支援B型事業所における目標工賃(道における平均工賃月額)については、30,610円(平成
ねんど ねんど じっせき えん ばい もくひょうち せつてい
18年度(2006年度)実績15,305円の2倍)を目標値として設定しています。

ふくしてきしゅうろう かん もくひょう
【福祉的就労に関する目標】

こうもく 項目	すうち 数値	びこう 備考
へいきんこうちんげつがく 平均工賃月額 たいしゅうじぎょうしょ しゅうろうけいぞく (対象事業所：就労継続 しえん がたじぎょうしょ 支援B型事業所)	30,610円	しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ へいきんこうちんげつがく 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額 れいわがねんど ねんど じっせき えん 令和元年度(2019年度)実績19,078円 へいせい ねんど ねんど じっせき えん ばい せつてい 平成18年度(2006年度)の実績(15,305円)の2倍を設定
こうちんこうじょうけいかく さくてい 工賃向上計画を策定する たいしゅうじぎょうしょ わりあい 対象事業所の割合	100%	れいわがねんど ねんど じっせき 令和元年度(2019年度)実績89% しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ こうちんこうじょうけいかく すべての就労継続支援B型事業所が「工賃向上計画」 を策定することを目標とする
しょう しゃしゅうろうしえんきぎょう 障がい者就労支援企業 にんしょうせいどうろうきぎょうすう 認証制度登録企業数	213社	れいわがねんど ねんど じっせき しゃ 令和元年度(2019年度)実績189社 ちよっくん ねんど ねんど ねんかんとろうくぞうかきぎょうすう 直近(H29年度～R2年度)の年間登録増加企業数の へいきんち しゃ せつてい 平均値(6社)から設定
ゆうせんちやうたつほうしん さくてい 優先調達方針を策定する しちやうそんすう 市町村数	ぜん しちやうそん 全市町村	れいわがねんど ねんど じっせき しちやうそん 令和元年度(2019年度)実績154市町村 しちやうそん ゆうせんちやうたつすいしんほう もと ちやうたつ すべての市町村が優先調達推進法*62に基づく「調達 ほうしん さくてい もくひょう 方針」を策定することを目標とする

(6) た しゅうろうかんれん もくひょう
その他の就労関連の目標

ちやうないかんけいか ろうどうかんけい きかんと う こうせい ほっかいどうしやうがいしゃこやうしえんごうどうかいぎ もくひょう つぎ
庁内関係課や労働関係機関等で構成されている北海道障害者雇用支援合同会議でまとめた目標は次
のとおりで、これまでの実績などに基づき設定しています。

【その他の就労関連目標】

項目	数値	備考
障がい者に対する職業訓練の受講者数	171人	福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、職業能力開発促進法に基づく障がい者への職業訓練の受講者数 令和元年度（2019年度）実績（134人）の1.27倍を設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	4,135人	福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 第5期北海道障がい福祉計画の目標値より継続して設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	264人	福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 第5期北海道障がい福祉計画の目標値より継続して設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	936人	公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数 令和元年度（2019年度）実績（835人）の実績値伸び率（年2.9%）から設定

5 障がい児支援の提供体制の整備目標

児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置することを基本とします。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、できる限り身近な地域で支援を受けられるよう、利便性や職員が訪問支援をするための移動距離等を考慮し、整備を進めることとします。（例えば、市町村子ども発達支援センターのサービス提供市町村区域を参考とします。）

また、難聴のある乳幼児及びその家族の支援のため、市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、中核的機能を有する体制を整備します。

【障がい児支援の提供体制の整備目標】

項目	数値	備考
児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
保育所等訪問支援事業所数	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備

6 医療的ケア児等支援に関する目標

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置することを基本とします。

【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置】

項目	数値	備考
道	1か所	
圏域	21か所	障がい保健福祉圏域単位で設置
市町村	82か所	医療的ケア児等が在住する市町村 (令和2年(2020年)4月時点)

また、地域における医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターについては、医療的ケア児が在住する市町村において配置することを基本とします。

【医療的ケア児等コーディネーターの配置】

項目	数値	備考
市町村	82か所	医療的ケア児等が在住する市町村 (令和2年(2020年)4月時点)

7 相談支援体制の充実・強化等

地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターの設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。

8 障害福祉サービス等の質の向上

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続します。